

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

宮 川 典 之

A. Hamilton's "Report on the Subject of Manufactures" And Development Theory

Noriyuki Miyagawa

Abstract

A. Hamilton's Report was presented to Congress in 1791. It was a prototype of the argument of infant industry which formed a kind of protection theory. In other words, it was a prototype of import substitution industrialisation in Development Economics. It is emphasized that the international situations of the two resembled each other. The atmosphere of that times was "export pessimism". Especially Hamilton's case was influenced by mercantilism in external world. However, the physiocracy prevailed in USA. Thus Hamilton's Report was influenced by the two main thoughts.

Consequently, Hamilton advocated protecting Northern manufacture rather than Southern agriculture which produced staples and materials. However he stressed the role of the latter that supported the former through supplying them. Therefore it is found out that he emphasized the balanced growth between industry and agriculture. Finally it is explained that promoting only primary commodity sector invites stagnation for some reasons.

Key words : Infant Industry, Hamilton's Report, Staple, Monoculture, Export Pessimism, Mercantilism, Physiocracy.

Received Apr. 28, 1997

I 序

A. ハミルトン (A. Hamilton) といえば、F. リスト (F. List) と並んで古典的幼稚産業保護論の提唱者として知られる。だが、かれらの意図するところは近かったにせよ、その置かれた状況は異なっていた。後者が後発資本主義国ドイツの経済発展のため、先発国イギリスを後発国がキャッチ・アップするための対象と措定して捉えたのにたいし、前者においては、アメリカ建国——イギリスからの独立——の立役者のひとりとしてじっさいに事に当た

ったと同時に、その後の国家の基本理念を確立した者としての評価のほうがいっそう一般的であろう。そのなかで中心的位置を占めたのが、「製造工業に関する報告書」であった⁽¹⁾。そのなかに盛り込まれた骨子がのちに幼稚産業保護論のプロト・タイプとして解釈された、とみてよい。しかしその思想がじっさいに実を結ぶことになるのは、つぎの世紀の内戦終結まで俟たねばならなかった。それは恰も、かのA. スミス (A. Smith) が大著『国富論』を著わしてから、イギリスにおいて自由貿易が「制度」として確立するまでにかかなりの時間を要したこと、と相通じるようだ。

本稿では、ハミルトンの製造工業保護論が生み出される背景となった当時のアメリカの経済構造を筆者なりに図式化することをおして、構造主義を基礎に据えた開発論においてそれはいかなる含意をもつのか、について検討をくわえることを旨としたい。そうすることで筆者が知りたいのは、いまの途上国の経済発展のための指標として日本の発展モデルが主張される傾向が近年つよいのを鑑みるに、じっさいはそうではなくてむしろアメリカの独立期から工業化期にかけての経験こそその源流としての意義がおおきいのではないかということだ⁽²⁾。それというのも、当時のアメリカはイギリスの植民地であったこと、および経済構造としては、国内に工業化のための萌芽的要素を内包していた北部諸州とイギリスに工業製品生産のための原材料——ややのちには綿織物の原材料としての綿花——をプランテーション経営のもとに栽培・輸出していた南部諸州との併存状態がみられたこと、などが現在の開発論にとってかなり重要な意味をもつと考えられるからだ。このことをアナログカルにいうなら、つぎのようになる。前者は輸入代替工業化に向けての原型であって、後者は特定の一次産品栽培に特化したモノカルチャー経済のそれとして特色づけられることである。経済的機能を別とするこれら2者のあいだのいわばひとつの葛藤の過程において出現したのが、ハミルトンの古典的幼稚産業論であった。アメリカにおいて、それは南北戦争という悲劇を生じせしめて、幾多の犠牲を生んでしまったのはなんとも悲しい。ここで留意しておきたいのは、のちに幼稚産業論者として特徴づけられたハミルトンがそれにおおいに関与したというのではないことである。たまたまその悲劇を生んでゆく過程の一起点にハミルトンが存在したことの有意味性が、うったえられるのである。

当時のアメリカにおいて、北部の新規産業部門と南部の一次産品部門とに内在する意味をいま一度考えてみると、筆者がかつて論じたことのあるM. ヴェーバー (M. Weber) による視角が参考になる⁽³⁾。それは近代資本主義と賤民資本主義とを開発論の文脈でいかに捉えなおすか、という問題設定であった。ヴェーバーがもっとも強調したことは、筆者の理解によれば、近代資本家と賤民資本家とではかれらが併せもっているエートスが異なっており、前者は勤勉・実直・儉約の徳性に優れており、そのようなエートスを背景にしつつ獲得した利潤を生産的な投資に振り向けつづけるので本源的資本蓄積の担い手たりうるのにたいして、後者のばあい、たんなる利得動機によって利潤追求に邁進するのであって、そこから獲得さ

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

れた利潤の用途はけっして生産的ではなかった。むしろ非生産的であり、絢爛豪華な建造物や瀟洒な邸宅およびその地位にふさわしい内外の調度品・使用人の具備、およびいわゆる贅沢な生活様式すなわち街示的消費様式のほうにむしろ強い関心をもっていた。経済社会全体の発展、いい換えるならその社会の平均的な構成員すなわちいまふうの言いかたなら国民一般の生活水準の向上、につながるかどうかという視角からみたばあい、その帰結はおのずとあきらかであろう。ヴェーバーのばあい、前者のような役割を果たしたのは社会的中産者階層であり、しかも宗教面ではプロテスタンティズムの倫理への信仰がその行動様式を規定する傾向が強いとみた。それでは、後者はどのような社会的階層であるのか。それは、前期的商人もしくは冒険商人もしくは投機的商人云々であった。ここまでの議論からあきらかなように、筆者がいたいのは、ヴェーバーによるそのような特色づけからアメリカの建国期において見られた社会的階層の存在問題を捉えることができるのではないだろうかということ、これである。すなわち北部にその萌芽的存在をみた新規の工業部門と、南部において支配的経営形態であったステイブル栽培のプランテーション型経営とが、前述のアプローチに符合するところ大なのだ、というにある。このことは、いまの途上国の多くが抱えている一次産品問題——むろんそのような経済構造から脱却して新規に工業部門を確立し、その部門の拡充をとおして一国全体の経済発展を可能にしつつある、いわゆる NIES の存在も、このコンテクストで捉えることができる——の解決のためのひとつのヒントをあたえてくれるという意味において、きわめて示唆的であろう。

また、建国期当時のアメリカ社会における奴隷の存在を無視することは許されまい。その存在が内戦の一契機をあたえたのであり、結果的に北部において有力であった奴隷解放の路線がアメリカ全体の支配的雰囲気醸成することとなり、南部にたいする北部の勝利に帰結することとなったのはあまりにも有名である。いま一度想いおこしてみよう。その奴隷を使用していたのは、大土地所有制に依拠することによって豪華な生活を送るプランターであったことを。すなわちそこに、ヴェーバーがすでに洞察していた賤民性がかいま見えるのである。いわば一次産品部門に内在するひとつの属性として捉えることができるのではないか。そこに根づいて豪華な生活を享受していた階層の存在に眼を転ずると、圧倒的な富裕がそこになしかに見えるのだが、反面それは、圧倒的な貧困をも内蔵していたことも事実なのだ。貧富の格差、これである。その当時奴隷状態に置かれた者の境遇はじっさい、筆舌につくしがたい面があったであろう。いまで言うところの貧富の格差問題とは、所詮次元の異なる性質のものであったことはいうまでもない。

さて議論が冗漫に流れすぎたようだ。ここでハミルトンの置かれた境遇について簡単に触れておこう。かれは1757年に西インド諸島の一隅に生まれ、ほとんど孤児に近い貧困のなかで少年時代をすごした（じっさいの生年は1755年だったという説もある）⁽⁴⁾。その後学資をもらってコロンビア大学で学び、独立革命時はワシントンの副官をつとめ、しだいに頭角を

あらかし、結婚を機に上流社会の仲間入りを果たす。かれがもっとも活躍したのは1790年前後であり、財務長官時代がそうであった。そのとき幾多の報告書を議会に提出している。一連の報告書の根底に流れる思想の根源は18世紀啓蒙主義に求められるとされ⁽⁵⁾、開発論の視点からは、産業資本（商工業）の確立のための制度的整備・拡充の必要性をうったえたとみることができる。具体的には、独立戦争中のアメリカ債務の額面価格での新政府による引き受け、中央銀行の設立とともに製造工業の育成の必要性をうったえるものであった⁽⁶⁾。そして政界から身をひいてのち1804年に決闘により一命を失った。以上がかれの波乱にとんだ一生の概略である。かれのばあい、そのもとで仕えたワシントンやジェファソンらジェントルマン・プランターとは異なり⁽⁷⁾、その生い立ちは貧しいものであった。そうした境遇からハミルトンは上昇していったという側面を重視すると、いまのべた独立革命の立役者たちはかれら自身が多数の奴隷を所有していたため根本的な次元で経済構造変革を遂行するための契機——砂糖きびやタバコ・綿花・藍などステイブルの栽培・輸出に依存した経済構造、すなわちいまで言うところのモノカルチャー構造の原型、から脱却しようという動機づけ——を併せもっていなかったのにたいして、かれはそういう柵から相対的に自由であった、ということがいえるかもしれない。その結果、ジェファソンらの意識内に巢食っていたパリア性とは別個に、幼稚産業育成の必要性という発想がえられたとみなすことができよう。

注

- (1) Cf. Hamilton, A. (1791) *Report on the Subject of Manufactures*, in Cole, A. H. ed. (1968) *Industrial and Commercial Correspondence of Alexander Hamilton: Anticipating His Report on Manufactures*, New York: Augustus M. Kelley Publishers, pp. 247-320.
- (2) たとえば邦文献では、つぎのものがあげられよう。大川一司・小浜裕久『経済発展論——日本の経験と発展途上国——』（東洋経済新報社、1993年）、小浜裕久・渡辺真知子『戦後日本経済の50年——途上国から先進国へ——』（日本評論社、1996年）を参照されたい。これらの文献に盛り込まれたエッセンスは、日本の経済発展過程においてまず軽工業品を中心とする輸入代替工業化からその輸出へ転じ、そして第2次輸入代替工業化からその輸出へと転じるという路線を中心に据え、経済発展と貿易政策との関連を連続性をもって説明するというパターンである。そして、それを途上国一般へ適用できるものとして捉えている。こうした見かたを開発論のコンテキストで簡潔に図式化したものとしては、村上敦教授の論稿がきわめて示唆的である（村上敦「経済協力政策の新展開」『世界経済評論』第34巻第5号、1990年、参照）。しかし典型的な途上国のばあい、日本が経てきた経験とは異なり、一部の例外はみられるものの、一律に植民地化されたという重要な経験を共有している。つまり歴史上の前提が根本的にちがうのであって、しかもモノカルチャーとしての経済構造を歴史的に強いられた経験をもっている。そのような歴史的前提に立つたが、植民地経験を有さぬばかりかモノカルチャーでもなかった日本を途上国の一般モデルとして捉えるのはやや無理である、との誘いをまぬかれまいであろう。もっとも、日本が上手に諸政策を操作することで国民の勤勉性も手伝って経済発展を達成したことは認めなければならぬ。筆者がここで注目したいのは、歴史的な前提を念頭におくなら、むしろアメリカの独立期から南北戦争期にかけての、もしくは18世紀後半から19世紀の大半の時期におけるかの地の経済構造の変容なのである。すなわちイギリスの植民地

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

としていわばモノカルチャーとして機能していた国が、独立と内戦を経て工業化の基礎を確立していったことの有意義性である。いい換えるなら、モノカルチャー的構造に置かれていたひとつの途上国が輸入代替工業化を達成してゆく過程を捉えなおすという意味において、いまの典型的な途上国にとってかなり示唆的なものを含んでいよう。筆者とは考察対象の時期および専門分野の研鑽過程が異なるけれど、やや近い視点から関連地域を検討した研究に富澤氏によるものがある〔富澤修身『アメリカ南部の工業化——南部綿業の展開（1865-1930年）を基軸にして——』創風社、1991年、参照〕。ただし富澤氏のばあい、社会的階層構造からの視点を中心であって、国際的コンテクストからの視点からはなほ希薄であるという一面を若干の批判としてつけ加えておく。そこで本稿では、そういう路線において重要な歴史的役割を果たしたハミルトンの存在を中心に展開することとする。

- (3) 拙稿「リスト、ヴェーバーの分析視角と開発論」（『岐阜教育大学紀要』第33集、1997年2月）、181-213ページ参照。
- (4) 松本重治編『フランクリン ジェファソン マディソン ハミルトン ジェイ マディソン トクヴィル』（中央公論社、世界の名著40、1980年）、47ページ参照。
- (5) 同書、51ページ参照。
- (6) 同書、48-49ページ参照。これら一連の仕事を行なったこと背景には、ハミルトンは新規の産業を育成するための資金供給としての金融機関の重要性を認識していたことが重要である。いまの開発論においては、後発国にとって金融機関をいかに確立していくかが重要な鍵となっている。
- (7) 当時のアメリカにおいては、なんらかのステイブル栽培から多大な利潤を獲得したプランターは、現地においてジェントルマンと呼ばれるまでに上昇してその富裕を誇りとしていた。ジェファソンの処世術について皮肉をまじえて論じたものにつきがある。下山晃「奴隷の日常と奴隷主支配体制」（池本幸三・布留川正博・下山晃『近代世界と奴隷制——大西洋システムの中で——』人文書院、1995年）、227-268ページ参照。

II 重商主義と重農主義とのほざまで

前述のように、ハミルトンによる「製造工業に関する報告書」の内容がその後の世界に及ぼしたインパクト—保護貿易主義の最古典として評価され、のちにリストやH.C.ケアリー（H.C. Carey）らによって代表される保護主義者におおいに思想上の影響を及ぼした—の側面が強調される傾向があるため、そこに盛り込まれたエッセンスこそかの幼稚産業保護論そのものである、と一般的に捉えられている⁽¹⁾。保護主義一般についての検討はさておき、ここではこの報告書が提出されるにいたった背景およびその要点を中心に考察してみよう。

まず最初に注目したいことは、これが著わされたとき（1791年）はアメリカの独立革命から10数年が経過しており、国際環境がひじょうにむずかしい時期であったという点である。すなわちこの国と関係していた国々には保護主義的色彩を保持しており、いい換えるなら依然として重商主義政策を中心に据えていて、スミスのな自由貿易主義の考えかたは政策にじゅうぶん反映されていない状況にあった。すなわちアメリカの貿易を取り巻く環境は、かなりおおきな制約下にあった。たとえばA.H.コール（A.H. Cole）による記述によれば、イギリス、スウェーデン、フランスでは、アメリカ産のタバコに重関税が課され、スペインとポ

ルトガルではその輸入が禁止されていた⁽²⁾。さらにはアメリカ産のパンの原材料は、イギリスにおいてはその大部分が禁止的関税下に置かれ、スペインとポルトガルは、アメリカ所有のものとの直接交易を全面的に拒絶していた⁽³⁾。このことは当時のアメリカを取り巻く対外制約がかなりきびしかったことを意味し、このような諸外国のきびしい重商主義政策のなかで、アメリカは自力更生をはからねばならぬ運命を背おわされたとみて差しつかえあるまい。すなわち対外的にはペシミスティックな展望しか開かれておらず、いきおいそれは国内指向へ向かわざるをえまい。それまで確保していた工業製品の国内生産化、これである。いわばひとつの輸出ペシミズムの雰囲気充溢していたがため、それによって開発論でいうところの輸入代替工業化のための一契機があたえられたのだ。

それでは当時の国際環境であった重商主義体制とはいったいどのようなものだったのかについて、それを徹底的に批判したスミスによる捉えかたを回顧してみよう⁽⁴⁾。かれによれば、一国のとり重商主義政策は輸入制限措置と輸出奨励措置とに大別される。前者はさらに自国で生産できるような国内消費の外国品輸入にたいする制限と、貿易差額が不利になると思われる特定の国ぐにからのすべての財の輸入にたいする制限とに分けられ、その具体的措置としては、重関税を課すかもしくは絶対的禁止にするかのいずれかであった⁽⁵⁾。そして後者の輸出奨励の方法としては、戻し税と奨励金、外国とのあいだでの有利な通商条約の締結、および植民地建設であった⁽⁶⁾。戻し税のばあい、国内工業製品に課税されているばあいでもそれを輸出に転ずれば払い戻しするしかたと、財の輸入にさいして課税されても、それが再輸出を目的とするばあいはその税金の全部もしくは一部を返還するしかたとがあった。また奨励金は、ある種の新興製造業やその他特別の優遇に値すると考えられるような産業にたいしてあたえられた⁽⁷⁾。そして有利な通商条約を結ぶことによって、その国の財や商人は条約締結国において、さまざまな特権を獲得した。植民地建設によって、その宗主国の財や商人にたいして特権と独占権があたえられた。スミスはこれら6つの巧妙な手段によって、貿易差額を自国に有利にして一国の金銀の量を増加させようとするものであると重商主義体制を措定した⁽⁸⁾。このようなスミスによる重商主義の概念規定を顧みるに、それは現在の保護主義ともじゅうぶん通じており、途上国の通商政策の構築に向けて一種のヒントをあたえるものである。しかしスミスは、そのような重商主義体制を批判的に捉えて自由貿易体制の必要性を擁護したことはいうまでもない。前述したハミルトンを取り巻く国際環境に眼をふたたび転じると、アメリカの貿易に関係していた主要国は重商主義体制から脱却しきれていないといった事情が、スミスによってすでに捕捉されていた重商主義体制とみごとに符合することがあきらかであろう。当時のアメリカからの関連財の輸出が、スミスによって措定された輸入制限措置の対象とされていたことを思いおこすとよい。このことを開発論のコンテキストで捉えなおすと、第二次世界大戦前後の国際経済環境においては、幾多の途上国にとって輸出を基本にした経済成長のありかたはかなり困難であるという輸出ペシミズ

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

ムの雰囲気は漂っていた。その帰結が輸入代替工業化政策の導入であった。そのような経緯から、当時の対外環境にその一契機が見いだされたことを考えると、ハミルトンが幼稚産業保護論を提唱することになったひとつの背景とそれは相通するものがあるように思えてならない。

さてハミルトンの報告書の内容に関連したもうひとつの重要な背景として、重農主義思想がある。それはハミルトンがかれから多大な影響を受けたとされるスミス自身によって、重商主義に対峙する思想として位置づけられ、それをスミスはおおいに重用したことから窺い知ることができる⁽⁹⁾。ただしスミスは、さきの重商主義批判とはその論理展開の道筋においてちがいが見受けられるとしても、この思想も全般的には棄却している。ともあれスミスによれば、この思想はつぎのように特徴づけられる。すなわちそれは、都市の商工業を偏重するJ.B.コルベール(J.B. Colbert)の重商主義にたいする批判として生まれ、農業こそが一国の所得と富の源泉だと主張するものであって、国民を所有者階級・農業階級・商工階級に分け、農業階級のみが新たな価値を生み出すと考え、この階級をとくに「生産的階級」と呼んだ⁽¹⁰⁾。周知のようにこの学説は、F.ケネー(F. Quesnay)によってある程度定式化されたものだが、スミスによる前述のような捉えかたはそれにおおいに依存するものだった。それをめぐる評価については、ここで論ずるまでもなからう。ハミルトンの報告書でのあつかいかたに焦点をしぼろう。そこでは予期されるように、重農主義が土地の生産性のみを重視し、商工業の存在のあつかいを軽視するものだったので、かれにとってはどうしてもそれを取り払う必要があった。

ましてや当時のアメリカ国内においては、依然として前段でのべた重農主義がおおきな影響を及ぼしつづけていた。その背景についてみると、当時の経済構造は依然として半封建主義的な土地制度と資本制とが混在している状況にあったとみることができる。とくにジェファソンのばあいそうだったのだが、自営農民による農業立国主義を唱えており、商工業は第二義的存在としてしかみなしていない⁽¹¹⁾。そうした事情は、ジェファソンのみならずワシントンもそうだったが、かれらは農園主階層に属し、旧態依然たる土地所有制度から脱却できない境遇に置かれていたことに求められよう。ただしここで半封建的といってもそれは、従前のヨーロッパにみられた純然たる封建主義とは性質の異なるものであることに留意しなければならない。プランテーション経営のばあい、少数の熟練した監視者と多数の未熟練の奴隷労働との要素結合が一般的だったので、資本制と奴隷制との結合形態として捉えたほうがいっそう正確であろう。それはさておき、当時のアメリカのばあい土地基盤の農園に依拠した経済構造だったことはまちがいない。

このような土地からの収穫物におおきく依存していた経済の拠って立つシステムは、近代経済学の重鎮J.R.ヒックス(J.R. Hicks)によって、「収入経済」(revenue economy)と呼ばれた⁽¹²⁾。市場経済がその社会全体にじゅうぶん浸透しつくしていない状態にあって、市場

経済という観念自体がその社会の市民権を獲得していないような社会のばあい、最大の経済問題は、為政者が社会を統御するための経済的基盤をどこに求めるかであった。容易に想像されるように、それは土地からえられるレントであった。もともと封建主義体制というのは、封建土地領主が領民にたいして保護をあたえることと引き換えに領民は年貢を納めるという関係、すなわちパトロン＝クライアント関係に依拠していた。そのようなレントを徴収する主体が、より一般的には地主（貴族）階級であった。アメリカにあつてはそれは、ヨーロッパとはやや性格が異なるとはいえジェントルマン・プランターだったのだ。こういうふうに見てくると、重農主義と土地基盤型経済すなわち「収入経済」とは密接な関係にあることがあきらかであろう。非農業階級は「非生産的階級」として捉えられがちだった。商工業は依然として未発達であるゆえ、いまでいう課税の対象となる余剰を生産しないとみなされた。ヒックスによれば、「収入経済」は市場経済に先行するものであるとともに市場経済が支配的になっても存在しつづける⁽¹³⁾。すなわち権力の主体が「土地領主」から「国家」へ移行するのにもなって、徴収の対象となるのは「年貢」から「租税」へと変化する。当時のアメリカのばあい、奴隷制をその基礎にしていたとはいえ、そのような社会経済の構造的変容期にあつたとみてよいだろう。

さきにも述べたが、ハミルトンはそのような制度的桎梏から相対的に自由であった。しかし以上のことからあきらかなように、かれを取り巻く経済思想的環境は、アメリカの対外面においては重商主義が、その対内面においては重農主義が、それぞれ優勢であった。かれが影響を受けたとされるスミスは、前述のように究極的にはこのふたつの思想から独立していた。それにたいしてハミルトンは、この報告書によって新興産業の保護をうったえるいわば準重商主義に近い立場をとることとなった。当時のアメリカを取り巻く内外の情勢から、コールがのべるように、合理的な政策ではなくてたんに便宜上の問題が、保護措置を擁護するうえで主導的な役割をはたしたといったほうが事実に近いであろう⁽¹⁴⁾。ハミルトンは、この報告書によってそれを理論的に裏づけるという歴史的役割をはたしたといえよう。

かくしてハミルトンは、いっそう生産的であると信じられていた農業よりも、製造工業に内在する長所について説得的にのべる必要があつた。したがって報告書の前半部分は、農業と製造工業とのそれぞれの長所について比較検討している。重農主義が一定の影響力をもっていたことから、農業にたいする配慮をきちんと施したうえで製造工業を擁護する理由をあげている。その要点をハミルトンの報告書に盛り込まれた順序にしたがって整理して列挙すると、つぎのようになる⁽¹⁵⁾。

- (i) 製造工業は農業にくらべて分業を促進する程度がおおきい。そして一国の経済において妥当な分業ほどおおきな刺激となるものはほとんどない。それゆえ、生産的な勤労 (industry) の増進を確保すべきである。

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

- (ii) 製造工業によって、機械を使用することが多くなる。かくして、生産過程において人による自然的力の手助けによって人為的力がもたらされることとなる。
- (iii) もともとなんらかの事業に就いていない社会的諸階層に雇用機会をあたえることによって、その国の生産性は向上する。
- (iv) 製造工業は外国から移民の移動をうながす。
- (v) 製造工業によって、人それぞれ異なる才能や資質を多様化する余地がおおきくなる。
- (vi) 製造工業は、事業のためのさまざまな領域をいっそうひろげる余裕をあたえる。そして事業の諸目的を倍増させることで、人心の活動は育成され刺激があたえられる。そうしたことが、一国の富を増進させる最大の便宜となる。
- (vii) 製造工業を樹立することが、その国の生産物もしくは収入の増進に寄与することになる。それがなされるのは、土壌からの余剰生産物にたいする新たな確実な需要を創出し確保することによってである。

まず (i) の分業についての着想は、あきらかにスミスの影響であろう。『国富論』のなかでスミスがピン工場における分業の効率性を力説しているのは、あまりにも有名である⁽¹⁶⁾。ハミルトンは製造工業において分業が推進されることから、熟練 (skill) と機敏性 (dexterity) とが向上し、時間の節約も可能となり、そして機械の使用も拡張することとなり、その結果、そのような職工の効用が生産的な勤労をいよいよ増進するのはあきらかであるとのべている⁽¹⁷⁾。

(ii) については、製造工業のなかのさまざまな職によってこの付属物すなわち機械の使用の余地が最大限にひろげられ、勤労の努力も最大限に活かされ、その結果、工業製品一般も増進することになる、とのべる⁽¹⁸⁾。その事例としてイギリスの紡績工場における作業過程をあげ、とくに綿紡績機の使用のばあい、婦女子や児童の労働によって昼夜連続的に使用できるのであって、それにこそイギリスの幾多の綿工場の進歩が起因するところ大なのであると力説する⁽¹⁹⁾。

(iii) は (iv) とも関連してくるが、製造工業が確立・拡充されてくると、その成果となって実現される獲得物や享楽物をさらにふやしてくれる源泉として、勤勉な諸個人や家族に追加的雇用機会があたえられるとし、それはとくにイギリスの綿花製造工場のばあいについてあてはまるとしている⁽²⁰⁾。すなわち製造工業のもつ人的開発面での波及効果をうったえるのだ。

(iv) についてはこうである。製造工業を組織的に奨励すれば、すなわち工業製品の生産過程に投入される原材料や労働力が諸外国にくらべて廉価であるなら、さらには税負担や諸制約がかなり免除されるなら、つまりそのような優遇措置を講じることで製造工業者を誘致

するようにすれば、それに関連した商売 (trades) や職業を求めて、ヨーロッパからアメリカへ大量の移民が期待されるだろう⁽²¹⁾。それとは逆に農業のばあい、それは期待薄であると⁽²²⁾。

(v) は製造工業のもたらす多様化の便益についてである。これはいわば社会的分業の増進として解釈できよう。製造工業が拡張されるなら、人びとの多様な才能もしくは能力がそれに整合的に配置され、能力の多様化をつうじて社会全体に最大の成果をもたらすことになる⁽²³⁾。(vi) は (v) と関連しており、職種や生産の種類が多寡におうじて、企業精神 (the spirit of enterprise) ——本来これは有益で多産なものである——の旺盛さは決まり、産業構造が単純な国 (たとえば農業だけからなりたつ国) よりもむしろ多様化した国 (たとえば耕作者だけでなく手工業者や商人も存在する国) のほうが、そのような精神は旺盛である⁽²⁴⁾。

さいごに (vii) において主張されることは、ステイブルの余剰を海外へ輸出するのは、すなわち余剰はけ口 (vent for surplus) として農産物を諸外国市場向けに供給するのは、市場の不安定性のためにさまざまな影響を受けやすいので、国内にそのはけ口を準備してやるとよいとする、つまり国内市場の重要性についてであった。いうまでもなくそれを準備するのが製造工業であり、この部門の多様化によって国内市場は準備され、ここに農業と工業との相互依存関係がなりたつ。すなわち農業部門では製造工業部門で生産されるさまざまな工業製品が購入され、製造工業部門では農業部門で栽培・生産された農作物を消費するとよい。こうした捉えかたからみて、ハミルトンのばあい、製造工業一辺倒ではなくて農業と工業との均衡を重視する視点が窺われる。さらには農作物の余剰はけ口を海外から国内へ代替するという視点、いい換えるならスミスの自由貿易主義よりも保護主義のそれ、が重きをなしていることも注目される。この側面の思想的背景としては、自由貿易とその帰結上つながる重農主義とは相容れないものが見いだされるのであって、やはり保護主義の色彩がつよいというべきであろう。ただしその歴史的背景としては、前述のように、対外世界が重商主義の雰囲気すなわち輸出ペシミズムで充ちていたことが推察されるのだ。なお収入増にも製造工業の樹立がつながるといっても、農業部門を財政上の基盤に据えた重農主義にたいして、それを批判することにもつながるのであって、「国家」財政の源泉を農業よりも製造工業に求めようとする視点がみえる、ということも付けくわえておきたい。

究極的に製造工業を擁護することになるかれの議論は、ここまでのべてきたように、当時経済思想面において対峙していた2大思想のうちアメリカ国内で支配的だった重農主義を批判するものであった。それは各社会的階層への分配問題について、農業部門と製造工業部門とでどのようなちがいが見られるか、をかれ独自の視点から捉えたことから、推察できる。それはいい換えるなら、新規の社会的階層認識論ともいえる。すなわち重農主義思想においては、製造工業に雇用される労働は土地レントの等価物 ——これが「収入」の源泉とされる——をなんら生みださないと主張するけれど、そのような捉えかたはいたって表層的であ

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

るという⁽²⁵⁾。その論拠を階層論に依拠しつつあきらかにしようとするハミルトンにしたがって、以下に論じてみよう。

まず農業のばあい、農業者の資本ストックへの利潤と地主へのレントとに区分されること、および製造工業においては、企業者のストックへの利潤が考えられることで、この2部門は統合しようという⁽²⁶⁾。むろん現代からみると、そこには両部門に雇用される労働への分配についての論及が見られず、その視点が欠如していることが問題であるといえるが、当時のアメリカの経済構造は土地基盤の奴隷制に依拠した農業中心型経済であったことを思いおこすとよい。そういうなかでハミルトンは2部門の関係を、分配面からつぎのようにのべる。

「…………… [重農主義においては] つぎのことが看過されてきたように思える。土地自体がストックもしくは資本なのであって、その所有者からその占有者 (occupier) もしくは借地人に前貸しされる (貸し付けられる) という事、およびかれが受け取るレントは土地の特定ストックの経常 (ordinary) 利潤であるに過ぎず、地主 [当時のアメリカのばあいはプランター] 本人によって経営されるのではなくて、他人によって経営されるということ、その他人に地主は土地を貸すのであってこんどはその他人が土地をストックし改良するために第二義的資本を前貸しして、そしてかれは通常の利潤を受け取る、ということなのである。したがって地主のレントと農業者の利潤は、2種類の異なる人間に帰属する2種類の資本の経常利潤にはかならず、農地の耕作において統合されるのだ。他方において、経営コストを弁済したあとに生ずる製造工業の余剰は、その製造所の経営に使用されたいくらかの資本の経常利潤として返ってくる。…………… [製造工業においては] 資本の一部を具備しており経営資金の一部を貸し付ける者もあれば、自分の資本を追加することで経営にあたる者もある。コストを支払ったあとに残る余剰から、利子が資金の貸し付け者に支払われ、手元に残った資本の一部は [農業部門の] 地主に支払われるレントに正確に一致する。そしてその余剰の残余が企業者もしくは製造業者の利潤になるのであって、それは農業者のストックにたいする経常利潤と呼ばれるものに一致する。両者を合わせたものが、製造工業に使用された2種類の資本の経常利潤なのだ。他方において [農業部門のばあい]、地主のレントと農業者の収入が農地の耕作に使われた2種類の資本の経常利潤を構成するのだ⁽²⁷⁾。」

つまりここで主張されているのは、製造工業のばあいも農業部門と同じように経常利潤が獲得されるということである。当時のアメリカ経済は土地基盤の農業中心型経済、すなわち奴隷制にもとづく大小の農園経営に依存した経済構造が優勢であったことからみて、製造工業部門よりも農業部門の生産性のほうが圧倒的に高いものと捉えられがちであったことを思いおこすとよい。いうまでもなくそのような捉えかたは、重農主義と親和的であった。とう

ぜんながらハミルトンによる上の記述は、そうした捉えかたを正面から否定するものである。農業部門をたんにレント——これをどれだけ生みだすかが最重要であるとして捉えるのが重農主義的な見かたである——のみを生みだす部門として捉えるのではなくて、利潤的要素も併せもつものとみなし、製造工業部門において通常みられる利潤の実現がいかに重要であるかをうたえるために、農業部門の利潤実現の可能性を主張し、そうすることで両部門を接合しているとみなすことができる。ただし実現された利潤がつぎにどのようにして投資過程に供されるかについての具体的な叙述はみられず、それはハミルトンが置かれた当時の経済思想上の限界であるといえよう。あくまでも両部門の生産性をどのように比較したらよいか、がかれにとっての重要課題であった。経常利潤の獲得の可能性にそれを求めたというのがここでの解釈であって、それゆえに製造工業は農業部門に負けぬくらい生産的である、とハミルトンは言いたかったのだ。

つぎにここの叙述から、ハミルトンが社会的階層をどのように認識していたかについてある程度窺い知ることができる。製造工業部門についてはその企業者もしくは経営者の存在を捉えており、他方において農業部門のばあいは、農園の所有主つまり地主と借地人すなわち農業者への区分を強調している。とくに後者の存在を重視していることが重要であろう。農園主が受け取るレントと農業者が獲得する利潤との両者を、土壌耕作からえられる経常利潤として捉えるのである。この側面は、重農主義思想に内在するレントにたいする肯定的な生産性認識と、利潤のそれとをハミルトンが混同しているところとして解釈できよう。のちに市場経済が近代化とともに浸透してゆくにつれて、レントに内在する生産性にたいする疑問が生じ、近年ではレントシーキングの含意に代表されるように、一国の資源配分上、きわめて非生産的な「利権」としての意味あいも認識されるにいたっている⁽²⁸⁾。むろんハミルトンが生きた時代は、それを——ましてやA. スミスの登場を見たにせよ、かの市場経済の拡充を是認する考えかたそのものが、じゅうぶん行きわたらない状況が支配的ななかで——直截に受け容れるには困難をともなったといえよう。その意味においてはハミルトンもそうした考えかたからまったく自由であったとはいえず、資本からえられる利潤の生産的な側面が一般的に認識されるにはD. リカードゥ (D. Ricardo) の登場を俟たねばならなかった⁽²⁹⁾。

たほうにおいて、製造工業にせよ農業にせよ、労働に内在する含意についての論及はいたって希薄である。かれのばあいそれは、農業と製造工業との両部門から成り立つ国と農業部門のみから成り立つ国とでどのようにして生産性が比較されるか、という問題設定にとどまっている。つまり農工立国かもしくは農業立国かという選択問題のなかで、労働の生産性を考えるのだが、つぎの叙述がこの問題に関連する。

「……1人の職工と1人の農民との両者が存在するばあい、農民は自分の農地の耕作に専念する自由をあたえられるだろう。……<中略>……同時に職工は工業製品の生産をつ

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

づけて、その工業製品でもって、農民から調達した農産物と原料 (materials) にたいして支払うぶんだけでなく自分自身の使用のための工業製品を供給するのにもじゅうぶんな量を生産するのである。かくして、ひとつではなくてふたつの量もしくは価値が存在するのである。……<中略>……農民2人が居て職工は1人もいないと想定するならば、しかもそれぞれが自分の労働の一部を土地の耕作に使用し、労働の残りの部分を工業製品の製造に使用するとすれば、土地のために賦与される2人の労働の部分は、同様のしかたで使用されたばあいの1人の労働の総計によって生産されるものと同量の原材料の供給のみしか生産しないことになるだろう。工業製品の生産のために賦与される2人の労働の部分は、同様のしかたで使用されたばあいの1人の労働の総計によって生産されるものと同量の工業製品しか生産しないことになるだろう。それゆえに農民2人の労働の生産物は、農民と職工の労働の生産物より大きくはならないだろう。よって職工の労働は、農民の労働と同じように生産的であって社会全体の収入を増進することになる⁽³⁰⁾。」

製造工業と農業のいずれにせよハミルトンは、労働をその平均的生産性という次元でしか捉えていない。とにかくかれにとっては、農工立国論を正当化するのが高い優先順位にあった。いい換えるなら、重農主義をいかに克服するかであった。むろん奴隷制の是非を論じるところまでいたるところではなかったのである。

注

- (1) 幼稚産業論の学説上の系譜については、前掲拙稿の第Ⅱ節「リストの対内的および対外的視角」(185-192ページ) 参照。
- (2) Cf. Cole, A.H. (1968) "The background of Hamilton's Report on manufactures", in Cole, A.H.ed., *op. cit.*, p. 232.
- (3) Cf. *ibid.*, p.232.
- (4) Cf. Smith, A. (1789) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, in 3 vol., 5th ed., London [大河内一男訳『国富論』中央公論社, 1988年]。邦訳書, 第4篇「経済学の諸体系について」のなかの第1章「商業主義または重商主義の原理について」(662-700ページ) において重商主義体制についての総論が、その後の第2章から第8章まで(701-1054ページ)の各論がそれぞれ展開されており、スミスはこの思想を徹底的に批判した。
- (5) 同邦訳書, 699ページ参照。
- (6) 同邦訳書, 699ページ参照。
- (7) 同邦訳書, 700ページ参照。
- (8) 同邦訳書, 700ページ参照。もともと重商主義は、経済学説史における一般的捉えかたによれば、歴史的に3つの段階を踏むとみなされる。第一段階は重金主義 (bullion-ism) であり、国家富強の基礎として金銀を重視し、取引差額によってその獲得・確保をおこなおうとする政策・思想である。それは14世紀末から

16, 17世紀のイギリスで強く主張され、かの大航海時代の基本的思想となった。第二段階は初期重商主義もしくは絶対主義的重商主義と呼ばれ、ここにおいて一般的な呼び名であるマーカンティリズム (mercantilism) という術語が使用されるようになり、総合的貿易差額の黒字をめざし、絶対主義と結びついた当時の東インド会社の利害を代弁するものであった。それはかの名誉革命までの基本思想とされ、スミスがそれを批判してやまなかったトーマス・マン (Thomas Mun) の『外国貿易によるイギリスの財宝』(1664年) [England's Treasure by Forrain Trade, or The Balance of our Forrain Trade is The Rule of our Treasure. —邦訳は張漢裕訳で岩波書店, 1942年刊行] のなかに典型的にみられるものである。

第三段階 (名誉革命以降) の後期重商主義もしくは議会的重商主義にいたって、この体制はかなり体系化された。その特徴は、スミスが観察したものとある程度重複するが、法律によるエンクロージャーと穀物法による農業保護と輸出奨励、国民産業およびいまで言うところの幼稚産業の保護、原料供給地・製品販売市場としての植民地の獲得維持、銀行・国債・租税による資金の集中と運用、貧民の労働力化のための賃金引下げや労役場での訓練、総合的貿易差額よりも個々の相手国とのひとつひとつの貿易差額の重視などであった。詳細については前掲の大河内監訳書、662-663ページの注釈を参照のこと。なお重商主義体制をひとつの学説として最初に体系化したものにJ. スチュアート (J. Stuart) による『経済の原理』(1767年) [An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy, —邦訳はその第1編~第2編については中野正訳で岩波書店《1967-80年》からの刊行, また第3編~第5編については小林昇監訳で名古屋大学出版会、1993年刊行] があり、それに関する言及は見られぬものスミスはそれをかなり意識した上で『国富論』を著わしたとされる。

- (9) 『国富論』でそれに該当する箇所は、邦訳書第9章「重農主義について、すなわち、土地の生産物がすべての国の収入と富の唯一またはおもな源泉だと説く経済学上の主義について」(1055-1102ページ) である。
- (10) 同邦訳書、1060ページ参照。なおルイ14世治下の財務総監コルベールの重商主義体制もイギリスのクロムウェルのそれと類似しており、その特徴は工業製品の輸入制限と国内製造工業の振興、特権マニュファクチャーに独占的営業権の供与、輸出奨励金の供与、海軍と商船隊の充実、植民地獲得、穀物の輸出制限などであった。詳細は同邦訳書、727ページの注釈参照。
- (11) 松本編、前掲書、38-43ページ参照。ただしジェファソンのばあい、旧くからの封建的土地制度を擁護するというのではない、ということからみると、一歩進んだ思想をもっていたとみなしてよいだろう。
- (12) Cf. Hicks, J. R. (1969) *A Theory of Economic History*, Oxford: Oxford University Press [新保博・渡辺文夫訳『経済史の理論』講談社学術文庫、1995年]。邦訳書、47ページ参照。「収入経済」と重農主義とが親和的であることについては、同邦訳書49ページの脚注に説明されている。ヒックスは経済社会が近代化してゆく過程を「各種の市場経済」が段階的に浸透してゆく過程として捉える歴史観の立場をとっており、「収入経済」を非市場経済のひとつとして位置づけている。
- (13) 同邦訳書、47-48ページ参照。
- (14) Cf. Cole, A. H., *op. cit.*, p.237.
- (15) Cf. Hamilton, A., *op. cit.*, pp. 256-263. ただしここでの傍点は、筆者による。コールもこの箇所について、かれ独自の解説をくわえている。Cf. Cole, A. H., *ibid.*, pp. 236-23. なおわが国における研究のなかでは田島恵児『ハミルトン体制研究序説——建国初期アメリカ合衆国の経済史——』(勁草書房、1984年) の第6章「工業政策の史的分析」(381-491ページ) があり、きわめて詳細な研究である。それを参照しつつも、ここでは筆者独自の「開発論」からの視座で論ずることとする。
- (16) 大河内監訳、前掲書、第1篇「労働の生産力における改善の原因と、その生産物が国民のさまざまな階級

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

のあいだに自然に分配される秩序について」の第1章「分業について」(9-23ページ)参照。

- (17) Cf. Hamilton, A., *op. cit.*, p. 257.
- (18) *Ibid.*, p.258.
- (19) *Ibid.*, p.258.
- (20) *Ibid.*, p.259.
- (21) *Ibid.*, pp. 259-260.
- (22) *Ibid.*, p.260.
- (23) *Ibid.*, p.260.
- (24) *Ibid.*, p.261.
- (25) *Ibid.*, p.252.
- (26) *Ibid.*, p.252.
- (27) *Ibid.*, pp. 252-253. 解釈と説明の都合上, 筆者はあえて大括弧 [] を付して補足した。
- (28) この論点については, 拙著『開発論の視座——南北貿易・構造主義・開発戦略——』(文眞堂, 1996年)の第10章「レント・シーキングと途上国の政治経済学」(261-293ページ)を参照のこと。
- (29) Cf. Ricardo, D. (1819) *On the Principles of Political Economy, and Taxation*, 2nd ed. London (originally 1817) [羽鳥卓也・吉澤芳樹訳『経済学および課税の原理』岩波文庫, 1987年]. なおこの側面の重要性については前掲の拙著, 第1章「南北貿易の視座」(1-42ページ)の脚注(23)[39-40ページ]を参照のこと。
- (30) Cf. Hamilton, A., *op. cit.*, p.255.

III ハミルトンの通商政策論とその現代的評価

前節では, ハミルトンによって提出された「製造工業に関する報告書」の背景に経済思想面における重商主義と重農主義との葛藤があったこと, 当時のアメリカという国自体の置かれた状況は対外面において前者がそして対内面において後者がそれぞれ優勢だったこと, およびハミルトン自身は製造工業を確立する必要から前者にかなり近い立場をとろうとしていたこと, などについてみた。貿易に関する現代的視点からは, むろんこうしたハミルトンの立場はスミスのな自由貿易主義というよりも保護貿易主義のほうに近く, その枠のなかに幼稚産業を位置づけたものといってよい。いまではこれらのことは周知の事実になっている。この報告書のなかの自由貿易主義にたいする反論を形成している細かな議論については, 田島教授による詳細な解説を参照されたい⁽¹⁾。ここではそれには立ち入らないで, 報告書の後半部分の重要課題についての考察をすすめる。

そこで本節では, 製造工業を保護するためにハミルトンが用意した具体的な政策論について検討してみよう。さしあたりそれを列挙すると, つぎのようになる⁽²⁾。

- (i) 保護関税の賦課, すなわち奨励の対象となる国内製品の競合財である外国製品への関税賦課。
- (ii) 競合製品の輸入禁止, もしくは輸入禁止相当の関税賦課。

- (iii) 工業製品の原料の輸出禁止。
- (iv) 保護の対象となる産業への金銭的助成金 (pecuniary bounties) の供与。
- (v) 奨励の対象となる諸個人や諸階層にたいする報奨金 (premiums) の供与。
- (vi) 工業製品の原料にたいする免税措置。
- (vii) 例外的に課税対象となっている (工業製品の) 原料でも、関税の払い戻しをおこなう必要のあるケース。
- (viii) 国内における新規の発明・発見を奨励し、他国で発明・発見されたもののアメリカへの導入を奨励し、とりわけ機械類についてのそれを奨励すること。
- (ix) 製造工業品 (manufactured commodities) 検査のための規定を適切に講ずること。
- (x) ある場所から別の場所までの送金を容易ならしめること。
- (xi) 商品の輸送を容易ならしめること。

これらの通商措置をハミルトンは提示し、それぞれの措置について簡単な解説をくわえている。一見してあきらかなようにこの政策提案は、いまの開発論でいえば典型的な輸入代替工業化政策の考えかたである。しかし前節でみた重商主義政策にいくらか近いとはいえ、根本的な次元ではかなり異なっていることがわかる。それは、ハミルトンが認識していた段階におけるアメリカにおいて保護対象となる産業で生産される工業製品にたいして外国からの競合製品があるばあい、その輸入を阻止して自国の産業を育成するとしても、その輸出奨励措置を講ずるまでのヴィジョンが提示されていない、という点においてである。重商主義のばあいはすでにみたごとく、保護の徹底と同時に輸出増強措置——税金の払い戻し政策と輸出奨励金の供与などによる方法——をともなった。ハミルトンによる上の政策提示のばあい、そこまで提案していないことに留意しなければなるまい。むしろそれは幼稚産業なればこそ軽がるしく直接的に輸出可能性を論じられぬ、といった事情が優先したのかもしれない。それこそ、幼稚産業論の先駆けとして認識すべき筋合いのものなのであろう。そこに当時のアメリカを取り巻く事情がかいま見えそうだ。それはさておきいまの途上国向けの輸入代替工業化政策は、さきにみたごとく対外世界へのステイブル輸出の悲観的展望しかえられぬ状況下で実行されたのであり、その意味においてはハミルトン案もかなり近いといえるけれど、それが具体化されるまでにかなりの時間を要した。土地基盤の奴隷労働にたよっていた南部プランテーションの所有者もしくはプランターたちを同意させるには、事態が許さないほど困難であったというべきであろう。結果的には数十年後に内戦を経験することとなり、商工業経済を中心にしてきた北部がステイブル (その大部分が綿花) 栽培を中心としていた南部に勝利し、実質的な国民統合が達成されるまで俟つことを余儀なくされた。

現在の途上国——第二次世界大戦後の世界における低開発国のグループ——のばあいは地域によってばらつきはあるものの、かのR. プレビッシュ (R. Prebisch) の政策提案に触発

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

されて、自国の産業を育成すべく輸入代替工業化政策を採用したところが多くみられた⁽³⁾。そのような政策転換にたいしてもっとも影響を及ぼした考えかたは、プレビッシュによってあたえられたものであって、一次産品依存型経済すなわちモノカルチャー構造に内在する一国の経済成長の視点からみたときの圧倒的な不利性——プレビッシュはそれを一次産品と工業製品との国際貿易において、これらの価格比率すなわち交易条件は長期的に不利化している、というひとつの重要な命題を提示することで、あきらかにしようとした⁽⁴⁾——に求めることができる。つまりなんらかの一次産品（すなわちステイプル）の生産・輸出にたよってきた経済のかかえる脆弱性を主張することをおして、途上国の工業化の必要性をうったえたのである。いわばひとつの輸出ペシミズムの披瀝であった。

翻ってハミルトンのばあいはどうか。それはやはり一種の輸出ペシミズムだったのだ。アメリカ南部のプランテーションに依存してきた経済のありかたにたいする疑問なのであり、アメリカの工業化の必要性をこの報告書においてうったえたとみることができる。しかもそのステイプル生産は奴隷制といういまからみると非人道的な旧制度を組み入れていたのであって、アメリカ国内にあってはその農園主たるプランターの政治勢力が相対的に優勢であったなかで、工業化の必要性を、すなわち国家による保護をとおした北部の商工業のさらなる増強を、はからねばならなかった。その作成過程において重商主義と重農主義がいかにかかわってきたか（もしくはいるか）については、前節においてすでにみた。ハミルトンの報告書は、厳密に言えば前述のように重商主義とはやや異なり、輸出への展望を欠いていた。その意味においては、20世紀におけるプレビッシュの輸入代替工業化論ともやや異なる、といえよう。なぜなら後者においては、輸入代替産業が将来国際競争力を身につけたばあい、輸出振興をはかる必要があることまで見通していたからだ。このことは、学説としての確立した幼稚産業保護論をあたえるにはハミルトンの報告書は依然として未熟であったことを含意しよう。しかしその端緒をあたえたという意味においては、きわめて重要な文書だったといっただろう。

さてかれの報告書周縁の話が冗漫に過ぎたようだ。ここで、さきのかれの提案事項の詳細についてみてみよう。

(i) と (ii) はひとつのセットになっており、輸入関税を賦課することの正当性、およびその程度が輸入禁止的になるとしたらどのような条件が付されるべきかについての論及である。まず輸入関税を賦課することで国内製造工業品のほうが外国製品よりも廉価となり、そのため自国製品を国内供給しやすい環境があたえられる⁽⁵⁾。また保護関税は重要な収入源である——このことの含意は前節ですでにみたように、当時のアメリカ経済はヒックスによってそう呼ばれたところの「収入経済」であったとみなせるのであって、財政収入の重要なひとつの源泉として関税が考えられる——ことも忘れてはならず、それだけでなく輸入関税はいずれも、原材料に賦課されるばあいをのぞき、この国の製造工業にたいして恩恵をあ

たえるものである⁽⁶⁾。(ii)の外国からの輸入競合製品の輸入禁止措置もしくは禁止的関税の賦課については、いたって慎重である。すなわち製造工業においてきちんと競争がおこなわれ妥当な条件で適切に供給されるというようになり進捗状況が見られてはじめて、適用できるものとしている⁽⁷⁾。その結果自国の製品によって国内市場が独占されるとしても、それが工業諸国の支配的政策であるなら、アメリカのばあいも分配上の正義(distributive justice)の原理によって、むしろ相互利益(a reciprocity of advantages)を自国民に確保せんがための務め(the duty)によって、命じられるものであるとのべる⁽⁸⁾。つまりこうしたハミルトンの主張は、国民産業にたいする競合品輸入の禁止措置もしくは輸入禁止相当の関税賦課によってもたらされる独占の弊害を暗に認めつつ——スミスの『国富論』にハミルトンは感銘を受けていたことはすでにのべた——も、他の重商主義国家群にたいする対抗措置としてとうぜんこの政策も講じられて然るべしというものである。

しかしここで留意しておくべきは、(i)と(ii)の論理整合性に問題点が見いだされることである。これは事後的な現代的視点からの評価なのだが、スミスの市場での競争原理を是とするならば、禁止的関税の賦課はたしかに国内の売手独占を招来して競争が害なわれる可能性がある。したがってできるだけ競争的雰囲気へ近づけるためには、関税水準の段階的低下を方向づける必要があるだろう。現代は「一応の自由貿易の時代」であって、国際貿易制度としてGATT(関税および貿易に関する一般協定)からWTO(世界貿易機関)への組織的移行のなかで、多国間交渉をとおして段階的に水準を引き下げるについては概ね合意に達している。むしろハミルトンの時代における国際社会は重商主義が依然として優勢であったことを顧みるに、そのような保護関税の特徴づけが困難だったことは容易に想像されよう。その意味においてハミルトンが列挙した項目の個々の特徴づけは、細かなところかなりの混同が見えこそすれ、それなりに正鵠を射るものだったことについては異論の余地はあるまい。

つぎに(iii)の項目についてはどうか。この措置はどのようなばあいに必要とされるか、についてハミルトンはさしあたりのべている。すなわち国民産業のための廉価で豊富な供給を確保するため——ただしその対象となる産品はアメリカ特有のものもしくは特有的性質をもっているものであることが要請される——に、および外国が独自の原料を使ってその国の産業がアメリカ産品と競合できるようになることを警戒する(jealousy)ために、この規制が必要だとする⁽⁹⁾。これは(ii)と同じく外国にたいする拮抗措置なのであって、その使用はなるべく控えて明白なケースにしか採用すべきではないとする⁽¹⁰⁾。その理由はこうだ。この政策の即時的効果は工業原料の生産者——農業者もしくはプランター——にとっておおきな需要減となり、かれらの農産物価格を損失が生じるほどの水準にまで押し下げてしまうことである。しかしながらそのような即時的効果をもたらされるとしても、国民産業の繁栄のためにそれがどうしても避けられぬなら、かれら(農園主)は当初それから損失を被って

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

も結果的にはその繁栄に依存するかたちで国内市場が着実に拡大していけば、そのことによってかれらは保障されることになる⁽¹¹⁾。これら二面性が考えられるので、慎慮 (prudence) が要請されることになる。よってこの政策は控えめでなければならないとする。このようなハミルトンの論理から、前節でみたように、南部のプランターにたいする配慮が押し量られる。工業原料を外国へ輸出することから相対的におおきな需要が見込まれるのにたいして、国内産業向けへそれを限定するとその市場規模がちいさいゆえに需要減は短期的には避けられまい。しかし長期的には国内市場が拡大するので、国内の工業原料生産者たちにとってもじゅうぶん引き合うことになるというのだ。こうした発想は、現代の開発論でいうところの輸入代替工業化政策にかなり近いといえる。当時のアメリカにおいては、工業原料の輸出相手国はイギリスをはじめとする西ヨーロッパの国ぐにであった。これらの国ぐにはいずれもかの国におけるスミスの出現を見たとはいえ、依然として重商主義体制下にあった。ましてやアメリカの独立革命によって、アメリカにたいして閉鎖的になっていた。前述のようにこうした事情からハミルトンはここに挙げた政策措置を考案したのだが、ここでは国内における南部のプランターたちにたいする配慮が施されたことがあきらかであろう。開発論における輸入代替工業化政策もかなり似通った論理づけであることに、留意しておくべきであろう。なお、国内産業が育成されて将来繁栄しておおきな国内市場をもたらすことになるというのは、まさしく幼稚産業論の発想そのものであるというべきであろう。

つぎに (iv) についてだが、ハミルトンはこの政策措置の重要性をかなりのスペースを使って強調している⁽¹²⁾。これは製造工業奨励のためのもっとも効果的な手段のひとつであり、ばあいによっては最善であるとすらいえるとのべ、その論拠を列挙する⁽¹³⁾。まずひとつは、この措置は他の措置とくらべて積極的・直接的な奨励措置であり、すぐにも新規事業を刺激し開放するものであって、最初の段階において利潤機会は増大するとともに損失リスクは遞減するとのべる⁽¹⁴⁾。第2の利点として、輸入関税賦課のケースとちがい、一時的な価格上昇という不都合をもたらさないとする⁽¹⁵⁾。そしてこの措置の財源として外国からの競合製品に課せられる関税と非競合製品に課せられる関税とから引きだすケースが考えられ、前者よりも後者のほうがいっそうの価格競争的雰囲気をもたらすとともに市場への総供給量も相対的におおきい⁽¹⁶⁾。第3に生産補助金のケースは、高度の保護関税のように品不足 (scarcity) を生じることがない⁽¹⁷⁾。たとえば国内工業が進歩しても価格上昇を相殺しないようなケースがあるとしたらそれは、関税賦課の究極的な効果なのであって、関税賦課とそれに付随した価格上昇は、当該品の販売からの期待利潤への介入を含意し、輸入意欲が害なわれることになる⁽¹⁸⁾。つまり生産補助金のばあいは、そのような品不足に見舞われることはないというのである。そして生産補助金政策の第4の利点として、新規の工業製品の奨励が新たな農産物の生産にもつながるという意味でこの政策は最善かつ妥当であるというひとつの側面をあげている⁽¹⁹⁾。つまり農業者 (農園主) は同種の外国産輸入原料がはいってくる

ことへの対抗措置として自国産原材料の生産への促進措置が講じられることに関心をもっており、他方において製造工業者（産業資本家）の関心は、工業原料が豊富かつ廉価であるということにある。かりに原料の国内生産化を優先するあまり、製造工業者にとって良い条件でじゅうぶんな供給量が確保されている状態であるにもかかわらず、外国産輸入原料に関税が賦課されると、農業者と製造工業者の両者にとっての利益は台なしになってしまう⁽²⁰⁾。かくして両者の関心に応えるという意味においても、この生産補助金政策のほうに理に叶っているというのである。ただしそのための財源を外国産の工業製品に課される関税収入に求め、そしてその収入の配分先として自国の製造工業部門もしくは自国の農業部門もしくはその両者へというように3通り考えられるとしている⁽²¹⁾。つまり外国産製造工業品への関税政策と国内の2部門への生産補助金政策との、いわばポリシー・ミックスの提案なのである。そして製造工業部門への補助金が長期に及ぶのは望ましくないが、新規の事業のケースはそのかぎりではないとしている⁽²²⁾。さらにハミルトンは得意の憲法論議の枠組みで、生産助成金の正当性をうったえることで（iv）案の解説を終えている。

さて上の（iv）案はきわめて重要な政策案であるので、そのエッセンスを整理・要約する必要がある。まず代表的な産業保護のための通商政策として関税と生産助成金が考えられるが、ハミルトンはとくに後者のほうの重要性をうたっていることに今日的意義がありそうだ。たしかに現代の主流派の貿易論では保護関税よりも生産補助金の優位性が論証されている⁽²³⁾。まさしくこの箇所がその原型としての意味をもつと解釈しても、けっして誇張ではなすまい。政策ランキングの先駆けとしての意味においてである。さらにはかれのばあい、たんなる製造工業保護論者としての側面だけではなくて、農業部門の重要性についてもちゃんと配慮していることが窺える。いい換えるなら、農工部門均衡成長論者としての側面がつよいことが（iv）案の提唱から見とれるのである。それは農園主と製造工業者の両者の利害に添うような政策提案として、これが提示されていることからあきらかであろう。そしてさいごに残るのが、生産助成金のための財源問題である。上の説明は一見して混同しているようだが、輸入関税といっても3種類のそれがかれの念頭にあることに注意しなければならない。すなわち保護の対象となる製造工業部門にたいする外国からの競合品への輸入関税、その対象外の外国産製品への輸入関税、および自国の製造工業部門へ供給される輸入原料——これと自国の農業部門とが競合的である——に課される関税、これである。究極的には第2類型の関税がもっとも財源として望ましいが、それでも不足するとなれば第1類型の関税も考慮してよい、ということになる。そして第3類型は極力避けるべきである、ということになる。

（v）の報奨金の供与は（iv）の助成金のケースと関連するけれど、社会全体の事業を刺激する手段であって、その対象となるのは各部門を越えて社会の発展に寄与する優秀な者である⁽²⁴⁾。ハミルトンは外国の事例を提示しつつ、報告書の最後の箇所でアメリカの例とし

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

て製造工業と有用な技術の促進のためのペンシルヴァニア協会のそれを紹介している⁽²⁵⁾。いまの開発論の領域では、(iv)と(v)の結合形態を特定の産業もしくは階層へ優遇措置を提供すること——インセンティブの供与——を意味しよう。

(iv)の原料にたいする輸入関税の免除措置は、新規産業のばあいとうぜん講じられるものであって、その産業が幼稚段階——ハミルトン自身はこの術語をここでは使っていないが、現代的解釈の視点からあえて使おう——から成熟段階に達したとき、つまりこの国にとって収入源の対象になるまで育ったとき、原料ではなくてその製品に課税するとよいとべている⁽²⁶⁾。ただしそれは輸入関税ではないことに留意しておくべきだろう。またその他の免税措置の対象として、アメリカに居住しようとする外国の技術者が持ち込む調度品等に適用されている現行法の維持の必要性もつけ加えている⁽²⁷⁾。これは生産資源不足に悩む当時のアメリカの移民奨励措置として機能していたものである。

(vii)は(vi)と関連するものだが、工業製品の原料であっても例外的に輸入関税を課す必要のあるものがあり、そこからえられる関税収入をどのように払い戻したらよいかについての提示である。それは3つのケースが考えられるとし、ひとつはその原料自体がはば広い消費の対象であり生産的な収入源となるもの(たとえば糖蜜)、ふたつめはその製品化が単純でありその自国産品との競争を制限することが望ましく、それを加工すれば別種の製品へ転化しうることから天然の原材料としての性質をもち、その成長もしくは導入を奨励するのが望ましいようなもの(たとえばまだ染色しない段階の綿花やリンネル)、そして第3グループに属するのは、原料自体がアメリカの生産物であり自国の製造工業者に廉価で豊富に供給しうるほどたくさん存在するもの(たとえば麻)、であるとそれぞれ措置している⁽²⁸⁾。そのようにして徴収した関税収入の払い戻し先の例としてハミルトンは、外国から輸入した上述製品の染色・印刷業をあげ、これらの製造業が最初の段階からじゅうぶん成熟してつぎの段階への供給能力をもつようになったときに、こうした払い戻しの効能(utility)は終わってしまうとしている⁽²⁹⁾。

(vii)の奨励手段として一般的なのは金銭的報酬制度、および特権を一定期間供与するしかたである⁽³⁰⁾。前者の手段は発明・発見のケース(occasion)とその効能におうじて使用すべきであり、後者の手段はその著者と発明家が尊敬を集めるかぎり、法制化されてきているとのべる⁽³¹⁾。また工業国においては、かれらが発明もしくは改良した機械や道具類の輸出をきびしい罰則をもとに禁止するのが慣例となっているとし、アメリカにも同様の規制の対象となるものがすでにあり、やがてその対象となるものも出てこようが、それを採用するとしても相互主義の原則(the principle of reciprocity)によって臨むことになろうとのべる⁽³²⁾。

(ix)の工業製品の検査規定も必要なものであり、その目的は国内の消費者と輸出業者を詐欺行為から保護するためおよび国産品の品質維持・改善のためであるとする⁽³³⁾。

(x)についてはつぎのようにのべる。貿易と製造工業にとって原材料や食料の購入およ

び製品供給への支払いをやりやすくするのは重要なことであって、これに応えるのが銀行券の流通——ハミルトン自身がかかなり尽力して設立された合衆国銀行がその重要な役割を担うとする——と内国為替手形 (inland bills of exchange) の使用の一般化であると⁽³⁴⁾。むろん貨幣経済がすすんでいくとこれらのことはとうぜんのことなのだが、当時の後発国アメリカにあってはそのような金融制度の具備はきわめて画期的だったのであろう。

さいごに、(xi) の商品輸送の円滑化の必要性についての論及がある。いまでいうところのインフラストラクチャーの整備を拡充する必要性についてである。その例としてハミルトンは、道路と運河をあげている。しかしそのような社会資本を建設しようとするさい、地方の利害集団が抵抗する可能性があることを示唆し、その事例としてスミスの『国富論』から関連する箇所を引用している⁽³⁵⁾。

スミスは究極的にはそのような抵抗は無意味であって、内陸交通が整備拡充されてしまうと、それに抵抗した地方の利害集団にとっても利益を生みだすことを強調している⁽³⁶⁾。かくしてハミルトンは、いまでいうインフラストラクチャーを整備するさい、地方行政府ではなくて連邦政府が主導権を発揮する必要があることを主張するのである。さらにそのような諸政策の効果を減殺するような租税政策は厳に慎まなければならないとし、とくに人頭税や資本や利潤に課せられる租税がそうであるとしている⁽³⁷⁾。

以上の(i) から(xi) までの諸政策の対象となるための選定条件を、ハミルトンは5つ挙げている。ひとつはアメリカ自体がその原材料を供給する能力を有しているかどうか、ふたつめはその製造工業は人力から機械に代替する余地がどのくらいおおきいか、第3は実施するのがたやすいかどうか、第4はその品目の使用の範囲はどのくらいか、そして第5は国防に代表されるその他の利害集団にたいする貢献度はどのくらいか、である⁽³⁸⁾。これらの諸条件に叶う産業として具体的に16品目を列挙し、それぞれについて具体的提案をおこなっている。その品目とは鉄・銅・鉛・石炭・木材・皮革・穀物・亜麻と大麻・綿花・羊毛・絹・ガラス・火薬・紙・印刷書籍・精糖とチョコレートである⁽³⁹⁾。むろんこれらの品目には、製造工業品のみならず原材料もしくはいまでいうところの中間財も含まれている。工業の原材料への言及がめだつのは、すでに見たように、南部の農業部門にたいする配慮であることはいうまでもない。それこそかのハミルトンにしても、当時のアメリカが抱えていた経済構造のもたらす制約から完全には脱けきらぬ一面を蔵していたといわざるをえないのである。

注

- (1) 田島,前掲書, 414-424ページ参照。
- (2) Cf. Hamilton, A., *op. cit.*, pp. 289-300.
- (3) プレビッシュによって著わされたもので、開発論においてもしくは当時の国際開発面において絶大なる影響を及ぼした文献はつぎである。Cf. Prebisch, R. (1950) *The Economic Development of Latin America and its Principal Problems*, New York: United Nations.

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

- (4) *Cf. ibid.* なおこの命題をめぐる近年にいたる議論については、前掲の拙著第2章「南北間交易条件論の展開」(43-69ページ) 参照。
- (5) *Cf. Hamilton, A., op. cit., p.289.*
- (6) *Cf. ibid., p.289.*
- (7) *Cf. ibid., p.289.*
- (8) *Cf. ibid., p.289.*
- (9) *Cf. ibid., p.289.*
- (10) *Cf. ibid., p.289.*
- (11) *Cf. ibid., p.290.*
- (12) *Cf. ibid., pp.290-293.*
- (13) *Cf. ibid., pp.290-291.*
- (14) *Cf. ibid., p.290.*
- (15) *Cf. ibid., p.290.*
- (16) *Cf. ibid., p.290.*
- (17) *Cf. ibid., p.290.*
- (18) *Cf. ibid., p.291.*
- (19) *Cf. ibid., p.291.*
- (20) *Cf. ibid., p.291.*
- (21) *Cf. ibid., p.291.*
- (22) *Cf. ibid., p.292.*
- (23) この側面にかんする論証については、前掲の拙著第9章「ストルパー＝サミュエルソン定理と途上国の貿易政策——貿易論からみた主流派の視点——」の第4節「途上国への政策的インプリケーション」(254-257ページ) 参照。
- (24) *Cf. Hamilton, A., op. cit., p.294.*
- (25) *Cf. ibid., p.320.*
- (26) *Cf. ibid., p.294.*
- (27) *Cf. ibid., pp.294-295.*
- (28) *Cf. ibid., p.295.*
- (29) *Cf. ibid., p.295.*
- (30) *Cf. ibid., p.296.*
- (31) *Cf. ibid., p.296.*
- (32) *Cf. ibid., p.296.*
- (33) *Cf. ibid., p.297.*
- (34) *Cf. ibid., p.297.*
- (35) *Cf. ibid., p.298.* なおスミスの『国富論』のなかの該当箇所はつぎに見える。大河内監訳、前掲書第1篇第11章「土地の地代について」の第1節「つねに地代を生じる土地生産物について」の「地代は土地の豊度と位置という二つの要因によって差異を生ずる」(246-247ページ) 参照。
- (36) 同邦訳書,247ページ参照。
- (37) *Cf. Hamilton, A., op. cit., p.299.*
- (38) *Cf. ibid., p.300.*

- (39) Cf. *ibid.*, pp.300-317.これらの品目のそれぞれについて前述のいずれの政策を適用したらよいかにかんしては、田島前掲書の第30表(432-433ページ)を参照されたい。そこでは微に入り細に入り紹介されている。なおハミルトンは、当時のアメリカにおいてすでにながりの発達を遂げつつある既存の製造工業の事例として皮革・鉄・木材・亜麻と大麻・レンガとタイルと陶器・酒類・紙類・各種の帽子と女性用のラシヤ製および絹製の靴・精糖・動物性と種子性の油と石けんおよび鯨と獣脂のろうそく・各種の金属製品・錫製品・車輻・タバコ類・糊とヘアパウダー・染料類・火薬を挙げている(Cf. *ibid.*, pp. 279-280.)。

IV 開発論の視点から——結びにかえて——

ここまでハミルトンの通商政策論を筆者独自の視点からみてきたが、かれによって提示された諸政策は、筆者が捕捉している開発論のなかではどのように位置づけられるのか、についてさいごに確認しておきたい。

それを展開する前に、これまでの議論を簡単に整理しておこう。経済思想面におけるハミルトンは、重商主義と重農主義とのほざまで、双方からかなりの影響を受けていたが、究極的には後者を否定して前者に近い立場にあった。当時のアメリカを取り巻く対外世界においては前者の影響力が依然として強いなかで、また対内社会においては後者の影響力が相対的におおきい——とくに南部のステイプル栽培プランテーションを中心とした経済のばあい、重農主義のほうが親和的である——なかで、しかもスミスの『国富論』から相当の感銘を受けてもいたなかで、ハミルトンはかれ独自の立場をいっそう鮮明にすることとなった。それはまるまるの重商主義でもなく、ましてや重農主義でもない、さらにはスミスの自由貿易主義でもない、後世によってそう呼ばれたところの幼稚産業保護という視点、これである。そこにはどのような産業を保護の対象とするのか、そしてそれは競争原理とどのように関わりあうのか、そして具体的な保護のしかたはどのようなものなのか、についての説明であった。これらのことは前節までの解説で、かなりあきらかにされた。むろんそこでは、スミスのばあいもそうであったように、現代経済学に見られるような抽象度はけっして高くない。より具体的であり、より実践的であった。それは当時のアメリカが抱えていた経済構造をある程度正確にハミルトンが認識していたこと、に求められよう。

では当時のアメリカの工業化の程度はどのようなものであったのかといえば、すでに前節でみたように、既存の製造工業部門として10数種類をかれは列挙している。そして保護するに値する産業として、すなわち保護のための前述の5つの条件に叶う産業として、同様にかれは10数種類の部門を挙げている。これらを照らし合わせることをとおして、当時のアメリカにおける既存産業と新規産業とを識別することが可能となる。すなわちその手続きをとると同時に、かれが認識していた南部既存の産業——木材・亜麻・麻・綿花・羊毛・生糸・鉄・鉛・毛皮・生皮・石炭などその大部分が農産物と工業原料⁽¹⁾——をそれにかぶせて検

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

討すれば、その輪郭がある程度見えてくる。そのようにして類型化すれば、新規産業に属するものとしては綿業・羊毛工業・絹・石炭・ガラス工業・印刷書籍があり、既存産業をいっそう拡充すべきものとしては鉄・銅および各種金属工業・皮革産業・亜麻と大麻・穀物・火薬・製紙・精糖とチョコレートがある。おおまかに見て、繊維産業と石炭には助成金を供与し、鉄や各種金属にはその原料にたいして免税措置をそれぞれ勧告していることが注目されよう。そしてここまでの議論からあきらかなように、南部産の工業原材料および穀物を重視していることも重要である。それは南部産原材料を北部の製造工業へ振り向けることを含意していよう。それというのも当時のアメリカにあっては、南部諸州の政治経済面での勢力が強力だったからである。前述のようにハミルトンは、そのような勢力にたいする配慮をしなければならなかったことはいまでもない。

さて当時のアメリカ経済は国際関係においてどのような位置にあったか、について図を用いて開発論の視点で捕捉してみよう。

図1 当時の国際関係下のアメリカ経済

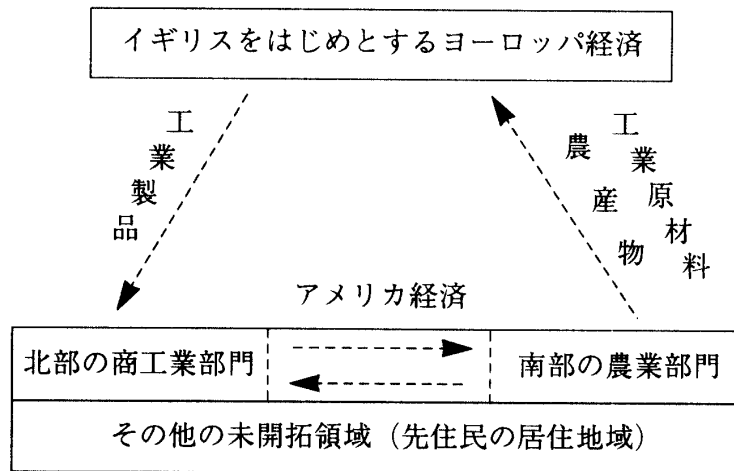


図2 アメリカの近代化図式

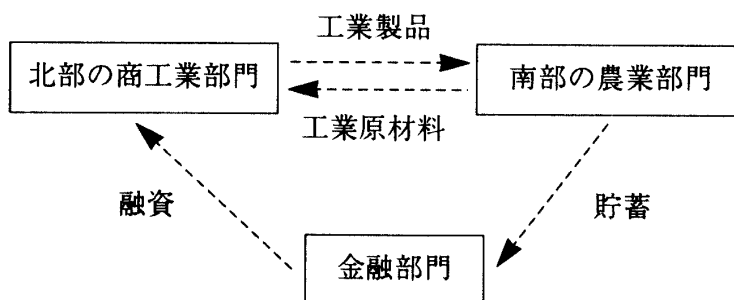


図1がそれであるが、独立戦争より前の植民地段階では北部の商工業部門がイギリスをはじめとするヨーロッパから工業製品を輸入し、それを国内に供給していた。そして南部の農業部門で生産された農産物もしくは工業原材料をヨーロッパ世界へ輸出していた。したがってこの段階においてはアメリカ経済のばあい、南部農業部門で生産される農産物に比較優位をもっていた。そのような貿易パターンがかなりのあいだ根づいていた。そこに政治経済的勢力を誇ったのが、ジェントルマン・プランターであった。ハミルトンの幼稚産業保護論は、独立革命を経て、複雑な国際関係下に置かれたなかで発案されたものである。それは北部の商工業部門をいっそう強化して自国で新規の工業製品を生産できるようにするための体制を築くことが目的だった。そのための処方せんが『製造工業に関する報告書』だったのである。ただしここで留意しておくべきは、かれはたんに製造工業を盛んにすればよいという主張だけでなく、そのためのシステムティックな体制づくりのほうにむしろおおきな比重を置いたかもしれない、という点である。たとえば近代化もしくは工業化を推進するためには、金融面でのバックアップが要請される。製造工業の設備投資のための資金融資がどうしても必要となってくる。そのためには金融制度を整備しなければならない。ハミルトンはそのことを熟知していて、『製造工業に関する報告書』の提出に前後して金融機関の整備のための文書も提出している。そこでハミルトンによる構想は、当時のアメリカの逼迫した財政事情に鑑みて、財政収入ではどうしても不足するので、公信用を発行することを旨とする提案を試みている。このように当時のアメリカのような後発国のばあい、資本不足に悩まされていたことはまぎれもない事実である。独立革命以降のアメリカを取り巻く国際環境は、前述のようになんかなり困難な情勢にあった。したがってアメリカ独自の自力更生を達成する必要に迫られていたとあってよい。そうした歴史舞台にハミルトンが登場したのである。そのようなおおまかな図式は、図2に描かれている。この図には政府部門が省略してあるが、北部の商工業部門と金融部門を育成・支援する重要な役割を担うことはあきらかであろう。しかしこの段階のアメリカのばあい、むしろ南部のジェントルマン・プランターの影響力のほうがおおきかったのだ。そこにハミルトンが抱えていた苦悩が窺えるのである。それは第Ⅱ節で論じたように、商工業のばあいも農業に負けぬくらい生産的である、という論旨の報告をしていることから推察される。すなわち重農主義の基本的考え方に擦り寄りつつも、商工業を擁護しようとする姿勢が感じられるからである。けれどもそれだからといって、当時の国際社会において支配的雰囲気醸成を醸し出していた重商主義そのものに合致するのでもなく、かれ独自の視点が貫かれていることに留意すべきであろう。全般的に言えば、かれの視角は、当時のアメリカが置かれた内外の状況のなかで苦しい財政事情を考慮にいれつつ、農工均衡主義を前面に押し出すしかたで幼稚産業論を唱えたといつてよいだろう。

さいごにここまで論じてきて気づくいくつかの論点について、若干触れておこう。まずこの分野においては、とくに歴史がかかわる領域においては、工業化問題を捉えるさい、プロ

A. ハミルトンの『製造工業に関する報告書』と開発論

ト工業化問題が議論される傾向がある。これまでの研究の展開を顧みるに、アメリカにおいてはさほど農村部における工業化の程度がおおきかったという実証はえられていないようだ⁽²⁾。とくに南部諸州のプランテーションにおいて、ステイブル栽培への特化を植民地的構造のもとで運命づけられたことが重要な意味をもっている。いずれかといえば外発的な経済発展のパターンをとることを余儀なくされたことに注目すべきであろう。そのような経済構造のありかたは、けっして内発的なものではなかった。この問題は筆者が強調したい歴史的な前提のそれである。それともうひとつは、ハミルトンのばあいも、もしくはその他の経済思想家もしくは経済政策の実践者のばあいも、先住民（アメリカのばあいはアメリカ・インディアン）が存在していることについての意識がきわめて希薄なことである。この点とはとくに現在の途上国の発展問題を考えるさい、重要な位置を占めるであろう。

筆者が開発論の文脈でハミルトンを取り上げることになったひとつの契機をあたえたのは、開発経済学者のR. フィンドレー（R. Findlay）による政治経済学的な論点指摘に感銘を受けたことである⁽³⁾。それはヨーロッパのエルベ川の東西においてまったく異なる歴史的な経済発展過程がみられた、とするヴェーバー・テーゼと並んで、南北戦争以前のアメリカにおける南部の綿花プランテーションと北部の産業資本とのあいだでの融合か対立かの問題、が開発論の文脈においてきわめて示唆的であるという論点である。すなわち開発論におけるジャーゴンを用いていい換えるなら、工業部門と一次産品部門との国際・国内両面における交易関係の意味についてであって、とくに後者にまつわる歴史社会的な属性はいずれかといえばネガティブな側面のほうが強いのではないか、という視点なのである。この問題は、この専門分野における半永久的課題たりうる性質のものなのかもしれない。こんごもさまざまな角度から論及がなされるであろう。

さいごに前節においてあきらかにされたことであるが、保護政策ランキングにおいて輸入保護関税の賦課よりも生産補助金ほうの優位性が、ハミルトンによって主張されたことの有意義性についてである。主流派の貿易論において、このことは余剰分析を用いて論証されるが、ハミルトンはこの側面についてヴァーバルな次元で説得的だった、ということができるのである。

注

- (1) 田島，前掲書，422ページ参照。
- (2) 岡部直祐「アメリカの工業化と農村工業——プロト工業化の挫折——」（安場保吉・斎藤修編『プロト工業化の経済と社会——国際比較の試み——』日本経済新聞社，1983年），99-122ページ参照。
- (3) Cf. Findlay, R. (1988) "Trade, development, and the state", in Ranis, G. & T. P. Schultz eds., *The State of Development Economics: Progress and Perspectives*, Oxford: Basil Blackwell, pp.78-95.